

## 倉吉市「ノスタルジックリゾート倉吉」創造事業（ブランド構築）業務仕様書

### 1 業務名

倉吉市「ノスタルジックリゾート倉吉」創造事業（ブランド構築）業務

### 2 背景・目的

本市は、白壁土蔵群や商家町に象徴される歴史的な町並みと生活文化が良好に残されており、市の観光調査においても、訪問者の約半数が「ノスタルジックな雰囲気」「落ち着いた風情」を評価している。こうした生活感のある歴史景観は、地域の日常に入り込み、静けさや文化を味わう「暮らすように滞在する旅」との親和性が高く、日本政府観光局（JNTO）が公表する「フランス市場：外国旅行の動向（2024年度版）」によれば、観光地化された場所よりも、生活文化が残る地域や静かな環境を選好、古民家滞在や地方の落ち着いた風景など関心を示すなど、欧米（特にフランス市場を重点対象）の長期滞在志向層の嗜好と高い親和性を有することが明らかになりつつある。

また、本市を舞台とする谷口ジロー作「遙かな町へ」の実写映画が市内で撮影され、今年度秋に公開予定であるが、撮影時の地域住民の協力体制などのおもてなしについての意識も高く長期滞在志向層への親和性も非常に高いものと考えられる。前述のとおり歴史的な町並みも相まって倉吉市は長期滞在の欧米旅行者にとって非常に魅力的な場所としてのポテンシャルを秘めている。そこで、本業務では、単なる観光プロモーションではなく、倉吉市が歴史的景観や生活文化を活かした滞在価値を再定義し、地域住民・事業者・来訪者が共有できるブランドとして構築することを目的とし、欧米旅行者をはじめ地域外からの来訪者をターゲットにしたブランディングと、地域の景観、人のおもてなしのポテンシャルを形にする為の基盤整備を進めることでノスタルジックリゾート構想の実現に向け事業を進めていく。

なお、本事業は令和8年度から令和10年度までの3か年計画のうち初年度に当たり、本年度の重要業績評価指標（KPI）として、観光消費額（年間）の増、交流型体験参加者数、コンセプト共有事業者数、海外向けメディア露出件数の増、フランス人宿泊者数の増を設定する。

### 3 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで（予定）

### 4 委託金額

上限額：55,000,000円（消費税および地方消費税含む）

（内訳例）調査・設計、ブランドコンセプト作成、交流型体験の実証等

契約形態：業務委託契約

### 5 業務内容

本業務は、別に発注する※倉吉市「ノスタルジックリゾート倉吉」創造事業（交流基盤整備、経済効果維持拡大事業）の業務内容・成果物（見込み）との整合性を図りながら、本市が主にまち全体をフィールドにした「ノスタルジックリゾート倉吉」構想の実現を目指すに当たり必要と考えられる、次に掲げる施策（試行を含む。）を受託者において実施するものである。

なお、業務実施のための打合せ、関係機関との調整も含め、一括して受託者の責任において実施するものとする。

※倉吉市「ノスタルジックリゾート倉吉」創造事業（基盤整備・経済効果維持拡大事業）

- ・ロケーション設計（映画関連事業含む）
- ・フィルムコミッション立上げ・受け皿準備

(1) ノスタルジックリゾートブランド構築

本市の歴史的な町並みや生活文化を体系的に整理し、欧米（特にフランス市場を重点対象）長期滞在志向層に向けた「ノスタルジックリゾート倉吉」の世界観を構築する。旅行者調査をもとに滞在価値を言語化し、コンセプトブックとして共有することで、市内事業者・住民が共通の方向性で体験開発を進められる基盤を形成する。

ア 調査・設計

欧米長期滞在志向層（特にフランス市場を重点対象）の嗜好調査、生活文化体験の需要分析、本市内資源の棚卸しを専門事業者と連携して実施し、滞在価値の基礎データを整備すること。

調査方法および対象者数等については、統計的に優位な分析が可能となる十分なサンプル数を確保し、発注者と協議し決定する。

イ ブランドコンセプト作成

専門クリエイターと連携し「ノスタルジックリゾート倉吉」の世界観を策定し、ブランドの背景、目指す姿などをまとめたコンセプトブック（編集・デザイン・印刷）として可視化し、地域共有をはかること。また、作成冊数等については、事業目的を達成するために必要な十分な数量を確保するものとし、具体的な冊数は発注者と協議のうえ決定すること。

(2) 交流型体験の実証

本業務における交流型体験の実証は、欧米（特にフランス市場を重点対象）の長期滞在志向層を主な対象し、本市の歴史的な町並みや生活文化を活かした「暮らすように滞在する旅」の体験価値を検証することを目的として実施するものである。地域住民との交流、まちなみ散策、食文化・生活文化体験等を組み合わせたプログラムを試行的に実施し、参加者が感じたこと・気づいたこと・満足度の把握するとともに、滞在行动や地域消費等収集・分析し、今後の継続展開及び地域事業者による自走化に向けた運営モデルを整理すること。

6 業務体制

(1) 業務責任者 受託者は、本業務を統括する業務責任者を配置し、発注者との情報共有や進捗管理を行う。

(2) 実施体制原則として同一メンバーが一貫して担当する。人員変更等が必要な場合は、事前に発注者の承諾を得ること。

実施にあたり、市内または県内の専門知識を有する事業者等、協力事業者を可能な限り含めること。

(3) 緊急時連絡体制受託者は、緊急時の連絡窓口を設置するとともに業務全体が遅滞なく進行できるように連絡体制を整えるものとする

(4) 打合せ・協議 着手時・中間（複数回）・完了時を含め、受託者は適宜発注者と十分な打合せを行う。打合せ結果については議事録を作成し、相互に確認を行う。

## 7 納品物・成果物

No.	項目	成果物
1	中間報告書	調査結果概要等をまとめて作成すること。
2	最終報告書	分析、アンケート結果をもとにブランドコンセプトを取りまとめ整理し、紙媒体・電子データ（PDF形式、変更可能ファイル等）で提出すること。
3	各種マニュアル	運営マニュアル、ガイドライン等をまとめて提出すること。
4	広報資料	チラシ・パンフレット・広告案等を紙媒体・電子データで提出すること。
5	その他	その他、必要と思われる資料を提出すること。

## 8 納品場所

倉吉市観光交流課 〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1

## 9 スケジュール（例）

No.	項目	日程	備考
1	公募開始	令和8年6月5日	
2	質問受付期限	令和8年6月10日 午後5時まで	
3	参加表明書提出期限	令和8年6月19日（金）	
4	企画提案書提出期限	令和8年6月18日—午後5時まで 令和8年6月26日（金）正午まで	
5	審査・事業者選定	令和8年6月30日頃（予定）	
6	契約締結	令和8年7月上旬（予定）	
7	業務期間	契約締結日から令和9年3月31日まで	
8	中間報告	令和8年11月頃	
9	最終報告書提出	令和9年3月31日	

※ 上記は予定であり、事情により変更になる場合がある。

## 10 応募資格・条件

- (1) 市内事業者であること。または市内事業者との連携体制を有すること。
- (2) 共同企業体により応募する場合は、構成員のうち市内に本店または営業所を有する事業者が主たる役割を担い、当該事業の終了後においても継続的に事業を実施し得る体制が確保されることを要件とする。
- (3) 国内外、特に欧州に向けて体験や物産等の幅広いブランドづくりの実績・経験を有する体制であることが望ましい。
- (4) 本業務は単なるブランディングに留まらず、地域の人材の巻き込み、伴走型の育成を含む総合的ブランド形成を目的とする。
- (5) 地域住民や事業者等との協働経験があり、円滑に進行できる体制を持つこと。
- (6) 地方自治法など関連法令を遵守し、適正に委託契約を履行できること。
- (7) 本業務は、原則として業務の全部は又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときは、この限りでない。
- (8) 本業務に係る成果品に関するすべての権利は、市に帰属する。また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な手続きを行うこと。
- (9) 受託者は、本業務の実施にあたって知りえた情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。これは、本業務が終了した後も同様とする。

- (10) 受託者は、本業務により何らかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理すること。

## 11 企画提案書の提出要領

- (1) 企画提案書（A4横版・任意様式・ページ数目安：～20頁）

（企画提案書記載内容）

- ア 業務実施方針・体制（担当者経歴・役割分担）
- イ ブランド構築のためのアプローチ
- ウ 交流型体験の実証手法
- エ 本市がこれまで実施した関連事業を踏まえ、本事業との連続性・一体性を担保する提案
- オ スケジュール（全体工程表）
- カ 費用内訳
- キ 独自提案（参考資料での事例を踏まえた追加アイデア等）

- (2) 会社概要（法人登記簿謄本写し等）

- (3) 見積書（内訳明細必須）

- (4) 業務実績一覧（類似ツアー造成・地域観光プロモーションの実績等）（様式4）

※業務実績一覧（類似事業実績書：様式4）については参加表明書兼誓約書とともに提出すること

## 12 選定方法

企画提案書とプレゼンテーション公開審査により、企画内容の妥当性・独創性・実施体制・費用等を総合的に評価し、最適な事業者を選定する。なお、審査方法の詳細については別に定める。

## 13 留意事項

- (1) 調査で得られる個人情報は適切に管理し、他目的に利用・第三者提供しない。本業務の実施にあたって知り得た情報を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。これは本業務が終了した後も同様とすること。
- (2) 交流型体験等に関わる事故・トラブルが生じた場合、速やかに発注者へ報告のうえ対処すること。
- (3) 本業務は、原則として業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、本市の承諾を得たときは、この限りではない。
- (4) 本業務に係る成果品に関する全ての権利は市に帰属する。また、著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な手続きを行うこと。
- (5) 本業務の実施にあたって知り得た情報を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。これは本業務が終了した後も同様とすること。
- (6) 受託者は、本業務により何らかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。
- (7) 本業務に係る成果品に関するすべての権利は、市に帰属する。また、著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な手続きを行うこと。
- (8) 契約不履行・違約金 成果物の不備等がある場合、契約書に基づき違約金等を適用する場合がある。
- (9) その他 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議の上、決定する。